

## 浅田学術奨励賞規程

- 第1条 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）浅田学術奨励賞（以下「本賞」という）は、浅田隆夫氏の寄付金により、体育学における哲学分野と教育学分野における若手研究者の学術奨励を企図して設けるものである。
- 第2条 本賞の対象分野は、「体育哲学（専門領域）」及び「体育科教育学（専門領域）」とする。
- 第3条 授与対象者は投稿受付時に40歳未満で、本学会正会員かつそれぞれの専門領域会員であること。
- 第4条 対象となる著作は、当該年の前年（1月1日～12月31日）に公刊された、『体育学研究』（冊子体公刊時）、『International Journal of Sport and Health Science』（早期公開時）に掲載された学術論文、その他の学術誌に発表された「体育哲学」及び「体育科教育学」に関する学術論文並びに学術的著書を対象とし、単著論文もしくは第一著者であって、原則として、両分野における最優秀の学術論文又は学術的著書一編に対し、それぞれ本賞を授与する。
- 第5条 本賞は、本学会総会において盾並びに副賞（10万円）を授与する。
- 第6条 本賞を受けた『体育学研究』の論文は、別に定める申し合わせ事項に従い、本学会が英訳費用を負担して、『International Journal of Sport and Health Science』に二次出版することを原則とする。
- 第7条 二次出版について、著者全員の承諾を得られない場合は、筆頭著者の決定に従う。
- 第8条 受賞者は、別に定める細則に規定する選考委員会の推薦を受けて、理事会で決定する。
- 第9条 本賞の授与は、平成22年度を初年度とし、以後、可能なかぎり継続するものとする。
- 第10条 上記以外の寄付金の運用方法については、本学会理事会と本賞選考委員会との合同委員会に一任する。
- 第11条 本賞に関わる事務取扱いについては、本部事務局で行う。
- 第12条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則 一般社団法人日本体育学会・浅田学術奨励賞規程

平成22年10月16日施行

平成22年12月11日改正

平成24年6月9日改正

平成28年6月11日改正

浅田学術奨励賞規程

2017年6月10日施行

2021年4月1日改正施行

## 浅田学術奨励賞の選考に関する細則

1. 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）に浅田学術奨励賞選考委員会（以下「本委員会」という）を設ける。
2. 委員は、体育哲学専門領域及び体育科教育学専門領域から各2名の推薦を受け、さらに理事2名を加え、会長がこれを委嘱する。委員の任期は2年とする。
3. 本委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は浅田学術奨励賞担当理事の1名がこれに当たる。副委員長は委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。
4. 会長、副会長、常務理事、理事、「体育学研究」編集委員会委員、「IJSHS」編集委員会委員、体育哲学専門領域運営委員会委員、体育科教育学専門領域常任理事、浅田学術奨励賞選考委員は、浅田学術奨励賞（以下「本賞」という）の候補となりうる論文又は著書一篇を推薦することができる。
5. 推薦にあたっては『体育学研究』、『International Journal of Sport and Health Science』に掲載された論文を優先し、該当論文のない場合に、他の学術誌の論文や著書を対象に考えるものとする。
6. 本委員会は、推薦された論文・著書の中から、委員全員の合意を原則として、体育哲学分野、体育科教育学分野からそれぞれ候補作一編を決定し、理事会に報告する。
7. 授賞論文・著書の最終決定は理事会において行う。
8. この細則は、理事会の決議により改正することができる。

付記1 本賞の同一人物による2度以上の受賞(以下「重複受賞」という)は、これを認めない。

付記2 本賞候補者が、重複受賞者のみの場合、当該年度の本賞の受賞者はなしとする。

附則 一般社団法人日本体育学会・浅田学術奨励賞選考規程細則

平成22年10月16日施行

平成24年6月9日改正

平成28年5月21日改正

浅田学術奨励賞の選考に関する細則

2017年5月20日施行

2018年2月1日改正

2019年3月9日改正

2021年4月1日改正